

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:水道部業務課 No.005

処 分 名	水道料金の減免
処 分 の 概 要	水道の使用承認を受け、その水道料金の減免を希望するときは、水道事業管理者の承認を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市水道事業給水条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 202 号）第 33 条 春日部市水道事業給水条例施行規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 76 号）第 3 条
審 査 基 準	◎水道料金は、次のいずれかに該当する場合に限り減免します。 (1) 天災その他これに類する災害を受け、料金を納付することが困難と認められる場合 (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による生活扶助を受けている場合 (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）の規定による生活支援給付を受けている場合 (4) その他特別の理由があると認められる場合
標準処理期間	2ヶ月
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	アイピー春日部ビル 1 階業務課春日部営業所窓口への提出 又は 郵送
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市水道事業給水条例

(料金の減免)

第33条 管理者は、特別の理由があると認めたときは、この条例により納付しなければならない料金を減額し、又は免除することができる。

■春日部市水道事業給水条例施行規則

(料金の減免)

第3条 条例第33条に規定する料金の減免は、次の各号のいずれかに該当する者に行うものとする。

- (1) 天災その他これに類する災害を受け、料金を納付することが困難と認められる者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による生活支援給付を受けている者
- (4) その他特別の理由があると認められる者

2 前項の規定による料金の減免を受けようとする者は、水道料金・下水道使用料減免申請書（様式第2号又は様式第2号の2）を春日部市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、水道料金・下水道使用料減免決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

4 料金の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。